

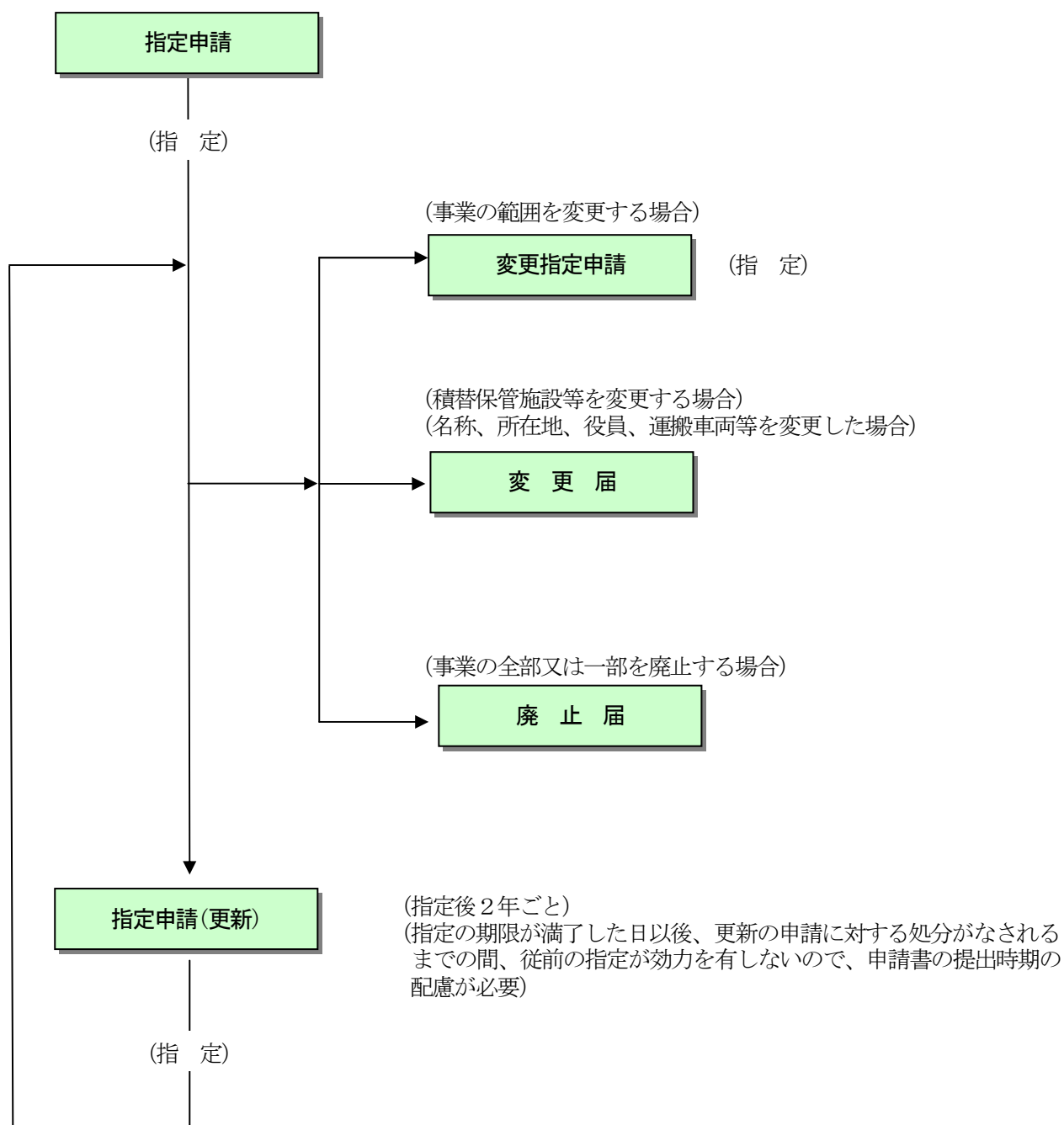
一般廃棄物再生輸送業の手引

平成27年 1 月

長野市環境部廃棄物対策課

申請・届出等のフロー

指定申請や、指定後に生じる変更等については、下記の手続が必要です。



※ 指定申請、変更指定申請、変更届において事業計画協議が必要な場合があります。詳しくは「積替保管の手引（収集運搬業・再生輸送業 編）」を参照してください。

は じ め に

1 特別管理一般廃棄物や、石綿含有一般廃棄物等、環境に対する影響が大きい品目は原則として一般廃棄物再生利用業の指定の対象とはしません。

2 一般廃棄物再生輸送業に係る積替保管施設の設置、変更をしようとする者のうち、一般廃棄物再生輸送業指定申請等を行おうとする者は、「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」の規定に基づき、事業計画協議を行う必要があります。

事業計画協議を行うに当たっては、別冊「積替保管の手引（収集運搬業・再生輸送業編）」を参照してください。

3 本手引における用語の意義は、以下のとおりとします。

「法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

「政令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

「省令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

「条例」・・・長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年12月27日長野市条例第66号）

「規則」・・・長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成22年12月27日長野市規則第45号）

第1 申請・届出の基本事項

1 申請書等提出先

指定申請書等の提出先は、長野市環境部廃棄物対策課です。

2 提出部数

指定申請書等の提出部数は、1部です（申請者控え分除く。）。

3 申請手数料

申請手数料は無料です。

4 申請書等の形式

申請書等は、日本工業規格A列4番（図面等については、A列4番に折り込み）とします。

第2 申請等について

1 一般廃棄物再生輸送業に係る講義の受講について

一般廃棄物再生輸送業の指定を受けるには、当該業務を的確に行うに足る知識及び技能を有することが必要です。当該能力を習得するために、申請書を提出（更新の申請も含まれます。）する前に必ず廃棄物対策課職員による講義を受講していただく必要があります。（この受講がないと、指定を受けることはできません。）

受講の日時、場所は、廃棄物対策課が指定します。

2 指定申請等の方法について

(1) 一般廃棄物再生輸送業指定申請

一般廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者は、「一般廃棄物再生輸送業指定申請書」（様式1）に表1の書類を添付して申請してください。

なお、積替保管施設を設置又は変更しようとする者は、事前に事前確認を受け、事業計画協議を行ってください。（事業計画協議が不要の場合にあっては、事前確認のみ。）

（表1）一般廃棄物再生輸送業指定申請書添付書類

添 付 書 類	備 考
ア 事業計画の概要を記載した書類	○様式4-1～4-4 (ア) 事業の全体計画、収集運搬する指定一般廃棄物の種類及び運搬量等 (イ) 運搬施設の概要 (ウ) 再生輸送業務の具体的な計画 (エ) 環境保全措置の概要
イ 事業本拠地の所在を示す略図	○所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）
ウ 運搬車両、容器の概要を示す書類	○車検証の写し（車検の有効期間内であること。） （車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用する権原を有することを証する書類、操作担当者表、操作担当者の雇用証明書を添付） ○車両のカラー写真（様式6）（デジタル写真でも可） (ア) 車両の斜め前、斜め後ろから撮影し、かつナンバープレートの文字が判読できること。 (イ) 指定一般廃棄物の収集運搬車に係る表示が確認できること。 ○運搬施設（容器）一覧表（様式7） ○運搬容器の写真（様式6）、構造図等 ・指定一般廃棄物の種類ごとに適切な容器を用いること。
エ 積替保管施設の概要を示す書類	○積替保管施設の概要（様式5-1～5-2） ○敷地内の配置図 ○施設の構造を明らかにする各種図面及び写真 ○積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※ ¹ （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写し添付）
オ 駐車場の概要を示す書類	○駐車場周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※ ¹ （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写し添付）

添 付 書 類	備 考
カ 経理的基礎を有することを証する書類※ ⁴	○事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式8） ○申請者が法人である場合、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書※²、株主資本等変動計算書及び個別注記表（有価証券報告書でも可）、直前2年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※¹ ○申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式9）、直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※¹ ○次期への繰越損失がある場合等※²は、長期的財務計画書（様式10）その他必要な書類
キ 定款、登記事項証明書	○申請者が法人である場合、定款又は寄付行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※¹（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。有価証券報告書でも可） ○法定代理人が法人である場合、当該法人に係るもの（上記のとおり）
ク 誓約書	○誓約書（様式13） 次に掲げる者が条例第29条第2項第3号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 (ア) 申請者 (イ) 法定代理人 （法定代理人が法人である場合は、その役員を含む） (ウ) 役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等） (エ) 政令第4条の7に規定する使用人（以下「使用人」という。）
ケ 住民票の写し、後見等登記事項証明書等※ ¹	○次に掲げる者について提出すること。 (ア) 申請者 (イ) 法定代理人 （法定代理人が法人である場合は、その役員を含む） (ウ) 役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等） (エ) 使用人 ○後見等登記事項証明書は、成年被後見人又は被保佐人の登記がされていないことを証明したもの（別紙1参照）
コ 関係法令に基づく手続きが完了していることを証する書類	○農地法、建築基準法、消防法等の手続きが完了していることの証明書
サ 指定証等	○指定一般廃棄物の積込元又は積卸先が本市以外の場合は、当該市町村の再生輸送業指定証又は一般廃棄物収集運搬業許可証の写し ○指定一般廃棄物の再生利用を行う者の再生活用業指定証等の写し
シ 連絡先	○事業所の連絡先及び申請についての問合せ先（様式17）
ス その他市長が必要と認める書類	

※1 住民票の写し、後見等登記事項証明書（別紙1参照）、商業・法人登記の登記事項証明書及び履歴事項全部証明書等公的機関が交付する証明書等は、申請（届出）日前3か月以内に発行されたものを添付してください。また、住民票の写しは本籍地の記載のあるもの（外国人である場合は国籍等の記載のあるもの）が必要です。

※2 損益計算書には、一般管理費明細書及び製造原価明細書を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は「長期的財務計画書」（様式10）を添付し、①～③の全てに該当する場合は「長期的財務計画書」に加えて、経理的基礎の有無を客観的に判断する資料として中小企業診断士等による診断書を添付してください。

- ①次期への繰越損失がある
- ②3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ③債務超過（直前期）

※4 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式10を参考）を提出してください。

公的機関の証明書の原本写しの提出について

公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則原本としますが、原本写しをもって替えることができます（この場合必ず原本を持参又は送付してください。）。

(2) 一般廃棄物再生輸送業変更指定申請

一般廃棄物再生輸送業の事業範囲を変更する場合は、「一般廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書」（様式2）に表1の書類を添付して申請してください。

一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者が、新たに積替保管施設を設置する場合は、変更指定申請を行う前に事業計画協議の手続きが必要です（「積替保管の手引（収集運搬業・再生輸送業 編）」を参照してください。「再生輸送業事前確認依頼書」（様式16）の提出が必要。）。

(3) 一般廃棄物再生輸送業指定更新申請

一般廃棄物再生輸送業の指定の期間は、指定の日から2年です。それ以降も引き続き指定を受けようとする場合は、指定の更新手続きが必要です。指定期間の満了の日の概ね70日前までには、「一般廃棄物再生輸送業指定申請書」（様式1）に表1の書類を添付して申請してください。

廃棄物処理業の許可更新とは異なり、指定期間が満了した日以後は、更新申請に対する処分を行うまでの間、従前の指定の効果は有しませんので、注意してください。

(4) 一般廃棄物再生輸送業変更届

表2の各事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に「一般廃棄物再生利用業廃止（変更）届出書」（様式3）に、変更した事項に係る同表に掲げる書類を添付して提出してください。届出の期限を経過したときは、「遅延理由書」を添付してください。

なお、積替保管施設の変更を行うときは、事前に「再生輸送業事前確認依頼書」（様式16）の提出が必要です。

（表2）一般廃棄物再生輸送業変更届添付書類

変 更 内 容	添 付 書 類
氏名若しくは名称又は組織	○申請者が法人である場合、定款又は寄付行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の履歴事項全部証明書 ^{※1} （変更履歴の分かるもの） ○申請者が個人である場合、住民票の写し ^{※1}
住所（主たる事務所の所在地）	○申請者が法人である場合、商業・法人登記の履歴事項全部証明書 ^{※1} （変更履歴の分かるもの） ○申請者が個人である場合、住民票の写し ^{※1} ○所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）

変 更 内 容	添 付 書 類
役員等	○役員変更に係る新旧対照表（様式12） ○商業・法人登記の履歴事項全部証明書 ^{※1} （変更履歴の分かるもの） <以下新任者のみ> ○法定代理人、役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等）等及び使用人の住民票の写し並びに後見等登記事項証明書 ^{※1} （法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1} ） ○誓約書（様式13）
事務所等の所在地	○所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）
駐車場	○駐車場周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し ^{※1} （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写し添付）
収集運搬車両	○運搬施設の概要（様式4-2） ○新規車両の車検証の写し及び車両のカラー写真（様式6） （車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用する権原を有することを証する書類、操作担当者表、操作担当者の雇用証明書添付）
運搬容器	○運搬施設の概要（様式4-2） ○運搬施設（容器）一覧表（様式7） ○運搬容器の写真（様式6）、構造図等
積替保管施設 （所在地、面積、積替え又は保管を行う指定一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限、規則第29条第1項第6号に規定する高さのうち最高のもの）	○積替保管施設の概要（様式5-1～5-2） ○敷地内の位置図 ○施設の構造を明らかにする各種図面及び写真 ○積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し ^{※1} （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写し添付）

※1はP5を参照してください。

(5) 一般廃棄物再生輸送業廃止届

事業の一部を廃止した場合は、「一般廃棄物再生利用業廃止（変更）届出書」（様式3）に一部廃止後の事業計画を記載した書類を添付のうえ、一部廃止の日から10日以内に提出してください。

事業の全部を廃止した場合は、「一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式3）に指定証を添付のうえ、廃止の日から10日以内に提出してください。

(6) 添付書類の省略について

変更又は更新許可申請等において、過去の指定申請等で提出された書類で、その内容に変更がない場合、表3の書類の一部の提出を省略することができます。省略する場合は、「添付書類の省略について」（様式11）を提出してください。

（表3）添付書類の省略

申 請 区 分	省略できる書類の記号（表1参照）
・変更指定 ・更新指定	イからオまで及びコ

書類の提出を省略できる場合であっても、市長が必要と認めた場合は提出を求めることがあります。

3 欠格事項該当の届出

一般廃棄物再生輸送業の指定を受けている者が、条例第30条第5項に規定する欠格事項に該当したときは、当該欠格に該当するに至った日から14日以内に「一般廃棄物再生利用業に係る欠格事項届出書」（様式14）を提出してください。

4 処理計画書等の提出

- (1) 一般廃棄物再生輸送業者は、指定一般廃棄物の処理に関する計画書（「指定一般廃棄物処理計画書」（様式 15））を毎事業年度開始前（指定を受けた日に属する事業年度にあつては、その指定を受けた日から 1 月以内）に提出してください。
- (2) 一般廃棄物再生輸送業者は、前事業年度における指定一般廃棄物の処理の状況に関する報告書（「指定一般廃棄物処理状況報告書」（様式 15））を、毎年度終了後 3 月以内に提出してください。

5 積替保管施設に関する記録の備え置き及び閲覧

積替保管をその業の範囲に含む事業者は、表 4 の事項について記録し、当該記録を事業場に 3 年間備え置き、関係住民、廃棄物を排出する事業者又は工事発注者の求めに応じて閲覧に供する必要があります。正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

（表 4）廃棄物の処理に関する記録簿

記 録 が 必 要 な 場 合	記 録 す る 事 項	備 考
指定一般廃棄物の積替保管を行った場合	積替保管を行った指定一般廃棄物の種類及び数量	各月ごとにまとめる
積替保管施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水の測定を行った場合	・測定位置 ・測定年月日 ・測定結果年月日 ・測定結果	
処理施設の点検を行った場合	・点検年月日 ・点検結果	

申請書の記載例

様式1【規則様式第8号（第23条関係）】

（表）

一般廃棄物再生輸送業指定申請書

平成〇年〇月〇日

（宛先）長野市長

商業・法人登記の登記事項証明書（個人の場合は住民票）の住所、名称（氏名）を正確に記載し、代表者印を押印する。

住 所 長野市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇再資源 代表取締役 〇〇〇〇

連絡先（電話） 026-〇〇〇-〇〇〇〇

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号に規定する指定を受けたいので、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第29条第1項の規定により申請します。

事業の範囲（再生利用しようとする一般廃棄物の種類及び性状並びに積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）		生ごみ（事業系一般廃棄物。積替保管を除く。）	
事務所及び事業場の所在地		事務所 長野市〇〇町〇丁目〇番〇号	
		事業場 長野市大字〇〇町〇〇〇番地	
事業の用に供する施設の種類及び数量		運搬車両5台	
積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ		この欄は積替保管を含む場合のみ記入する。	
指定一般廃棄物を排出する事業者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 △△食品	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	長野市△△町△丁目△番△号	
指定一般廃棄物の処分について再生活用業の指定を受けた者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	□□リサイクル	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	□□市大字□□町□□□番地	
	指定番号等	市町村名	指定番号（申請中の場合は、申請年月日）
		□□市	☆☆☆☆☆
再生品の利用方法	生ごみをドッグフード等の飼料として100%再生し、商品化する。		
既に再生利用業の指定を有している場合は、その指定番号（申請中の場合は、申請年月日）	市町村名	指定番号（申請中の場合は、申請年月日）	
	□□市	*****	

(裏)

既に再生利用業の指定を有している場合は、その指定番号（申請中の場合は、申請年月日）	市町村名	指定番号（申請中の場合は、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
申請者（法人である場合）		
(ふりがな) 名 称	住 所	
〇〇再資源 代表取締役〇〇〇〇 (〇〇さいしげん〇〇〇〇)		長野市〇〇町〇丁目〇番〇号
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日 取締役	〇〇市〇〇町〇番地 △△市△△町△番地
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日 取締役	〇〇市〇〇町〇番地 △△市△△町△番地
〇〇 〇〇	平成〇年〇月〇日 監査役	〇〇市〇〇町〇番地 △△市△△町△番地
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日 取締役	〇〇市〇〇町〇番地 △△市△△町△番地
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

備考

- 「指定一般廃棄物を排出する事業者」の欄及び「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

事業計画の概要を記載した書類

1 事業の全体計画（変更指定申請時には変更部分を明確にして記載すること）

・長野市内の食品製造・販売会社である株式会社 △△食品の3支店から排出される、賞味期限切れの商品を、100パーセントリサイクルを行う飼料（主にドッグフード）製造会社である□□市の□□リサイクルに運搬する。

排出元（業種）、運搬先、収集運搬する指定一般廃棄物（具体的に）を記載する。

2 収集運搬する指定一般廃棄物の種類及び運搬量等

	指定一般廃棄物の種類	運搬量 (t・m ³ /月)	積替え又は保管をおこなう場合には 積替え又は保管場所の所在地	備 考		
				性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	予定運搬先の名称、 所在地及び指定番号
1	生ごみ	10 t	積替保管を除く	固形状及び泥状	株式会社△△食品△△支店 長野市△△番地	□□リサイクル □□市大字□□町 □□番地 (□□市指定番号 ☆☆☆☆)
2	〃	1 t	〃	〃	株式会社△△食品□□支店 長野市□□番地	〃
3	〃	1 t	〃	〃	株式会社△△食品☆☆支店 長野市☆☆番地	〃
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
備考 取り扱う指定一般廃棄物の種類ごとに記載すること。						

様式4-2

3 運搬施設の概要				
(1) 運搬車両一覧 合計 5 台				
車体の形状	自動車登録番号	最大積載量	操作担当者 (借用車両がある場合)	変更状況 (変更届提出時のみ○)
パッカー車	長野** あ 1234	8.0t		新規 継続 廃止
パッカー車	長野** あ 2345	4.0t		新規 継続 廃止
パッカー車	長野** あ 3456	4.0t		新規 継続 廃止
パッカー車	長野** か 9876	8.0t		新規 継続 廃止
パッカー車	長野** か 8765	8.0t		新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
				新規 継続 廃止
(2) その他の運搬施設概要				

4 再生輸送業務の具体的な計画（車両毎の用途、再生輸送業務を行う時間、休業日、平均取引価格及び従業員数を含む。）

・ 車両毎の用途

使用車両 取扱う指定一般廃棄物

長野** あ 1234	}	生ごみ
長野** あ 2345		
長野** あ 3456		
長野** か 9876		
長野** か 8765		

・ 再生輸送業務を行う時間

午前8時30分～午後5時

・ 休業日

土日曜、祝祭日

・ 平均取引価格（予定取引価格 収集運搬原価のみ）

生ごみ △ 円 / t

- ・ 新規に指定を受けようとする者にあつては、予定取引価格を記載する。
- ・ 予定取引価格は、収集運搬原価に限り、取引価格に利益を計上することはできない。

・ 従業員数内訳

平成**年**月**日現在

役 員	政令第6条の10 で定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
5 人	1 人	2 人	5 人	人	人	13 人

5 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置（具体的に記載すること）

- ・ 飛散・流出防止のため、毎日業務開始前に必ずパッカー車の整備点検をする。
- ・ 指定一般廃棄物の取り扱い方法を、運転者に周知徹底し、実践する。
- ・ 車両及び容器は、必要に応じて洗車・清掃を行い、清潔にしておく。

(2) 積替保管施設において講ずる措置

(3) その他

- ・ エコアクション21の認証を取得し、環境への負荷を低減する取組みを推進する。
- ・ 社員の法令遵守の意識を高め、適切に再生輸送業務が行えるよう、定期的に社内研修会を開催して資質の向上に努める。

様 式

目 次

(様式1) 一般廃棄物再生輸送業指定申請書	17
(様式2) 一般廃棄物再生輸送業事業範囲変更指定申請書	19
(様式3) 一般廃棄物再生利用業廃止(変更)届出書	21
(様式4-1～4) 事業計画の概要を記載した書類	22
(様式5-1～2) 積替保管施設の概要	26
(様式6) 車両及び運搬容器の写真	28
(様式7) 運搬施設(容器)一覧表	29
(様式8) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	30
(様式9) 資産に関する調書	31
(様式10) 長期的財務計画書	32
(様式11) 添付書類の省略について	33
(様式12) 役員変更に係る新旧対照表	34
(様式13) 誓約書	35
(様式14) 一般廃棄物再生利用業に係る欠格事項届出書	36
(様式15) 指定一般廃棄物処理計画書・指定一般廃棄物処理状況等報告書	37
(様式16) 再生輸送業事前確認依頼書	38
(様式17) 連絡先等	39
 (別紙1) 後見等登記事項証明書について	 39

様式1【規則様式第8号（第23条関係）】

（表）

一般廃棄物再生輸送業指定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

⑨

連絡先（電話）

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号に規定する指定を受けたいので、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第29条第1項の規定により申請します。

事業の範囲（再生利用しようとする一般廃棄物の種類及び性状並びに積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）			
事務所及び事業場の所在地		事務所	
		事業場	
事業の用に供する施設の種類及び数量			
積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ			
指定一般廃棄物を排出する事業者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
指定一般廃棄物の処分について再生活用業の指定を受けた者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	指定番号等	市町村名	指定番号（申請中の場合は、申請年月日）
再生品の利用方法			

(第2面)

既に再生利用業の指定を有している場合は、その指定番号（申請中の場合は、申請年月日）		市町村名	指定番号（申請中の場合は、申請年月日）
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
申請者（法人である場合）			
(ふりがな) 名 称		住 所	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		

備考

- 「指定一般廃棄物を排出する事業者」の欄及び「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(表)
一般廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先 (電話)
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

一般廃棄物再生輸送業（再生活用業）の事業範囲の変更の指定を受けたいので、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第30条第2項の規定により申請します。

指定の年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
再生輸送業・再生活用業の別	
指定に係る事業の範囲（一般廃棄物再生輸送業にあっては、指定一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、一般廃棄物再生活用業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う指定一般廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
申請者（個人である場合）	
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日
	本籍
	住所

(裏)

既に再生利用業の指定を有している場合は、その指定番号（申請中の場合は、申請年月日）	市町村名	指定番号（申請中の場合は、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
申請者（法人である場合）		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

備考

- 「指定一般廃棄物を排出する事業者」の欄及び「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式3【規則様式第11号（第27条関係）】

一般廃棄物再生利用業廃止（変更）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

⑨

連絡先（電話）

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

一般廃棄物再生輸送業（再生活用業）に係る次の事項について廃止（変更）したので、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第30条第4項の規定により届け出ます。

指定の年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
再生輸送業・再生活用業の別		
廃止又は変更の年月日	年 月 日	
※廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第27条第1項第2号に掲げる事項を除く。）	変更前	変更後
※変更した事項の内容（規則第27条第1項第2号に掲げる事項）		
（ ふ り が な ） 氏 名	生 年 月 日	本籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住所
※廃止又は変更の理由		

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要を記載した書類

1 事業の全体計画（変更指定申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2 収集運搬する指定一般廃棄物の種類及び運搬量等

	指定一般廃棄物の種類	運搬量 (t・m ³ /月)	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	備 考		
				性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	予定運搬先の名称、所在地及び指定番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う指定一般廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式4-2

3 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧 合計 台

車体の形状	自動車登録番号	最大積載量	操作担当者 (借用車両がある場合)	変更状況 (変更届提出時のみ○)		
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止
				新規	継続	廃止

(2) その他の運搬施設概要

4 再生輸送業務の具体的な計画（車両毎の用途、再生輸送業務を行う時間、休業日、平均取引価格及び従業員数を含む。）

・従業員数内訳

年 月 日現在

役 員	政令第4条の7で定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人

5 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置（具体的に記載すること）

(2) 積替保管施設において講ずる措置

(3) その他

積替保管施設の概要

積 替 保 管 施 設	設 置 場 所	
		保管面積 m ² (積替面積 m ²)
	指定一般廃棄物の種類別積替保管施設の規模	面積(m ²) 保管量の上限(t 又はm ³) 積上げる高さの上限(m)
	積 替 又 は 保 管 方 法	
構 造 及 び 設 備 の 概 要	囲 い 及 び 表示の方法	
	飛 散 防 止 設 備	
	流 出 防 止 設 備	
	地 下 浸 透 防 止 設 備	
	悪臭の発散 防 止 設 備	
	ねずみ害虫 防 止 設 備	
	保 管 日 数 (保管を伴う場合)	
	そ の 他 防災等の設備	

様式5-2

積替保管施設の保管量

[illegible]

車両及び運搬容器の写真

(車両の場合は、斜め前からナンバープレートの文字が判読できるもの)

写真貼付欄

(車両の場合は、斜め後からナンバープレートの文字が判読できるもの)

写真貼付欄

(車両の場合は、指定一般廃棄物の収集運搬車に係る表示が確認できるもの。
ただし、上記の「斜め前から」及び「斜め後から」の写真で表示が確認できる場合は省略可能。)

写真貼付欄

車両番号

備 考

運搬施設（容器）一覧表

種 類						
容 量 (m³)						
材 質						
保 有 個 数						
構造及び設備の概要 (飛散、流出、悪臭の防止措置)						
取 り 扱 う 指 定 一 般 廃 棄 物 の 種 類						

(注)・ 内については指定一般廃棄物の種類ごとに使用する容器の対応する欄に○印を記入すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法

内 訳		金 額 （ 千 円 ）			
事業の開始に要する資金の 総額					
	土 地				
	事 務 所				
	収集運搬車両				
	積替保管施設				
調 達 方 法	自 己 資 金				
	借 入 金	借 入 金 額		借 入 先	
		借 入 残 高		利 率	
		年間返済額		返 済 期 限	
	そ の 他				
	増 資				
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること					

○ 事業の開始に当たって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

--

様式9

資 産 に 関 す る 調 書			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

長 期 的 財 務 計 画 書

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 ・繰越損失金額 _____ 円 (平成 年 月 日現在)

(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)

・経常損失金額 _____ 円 (平成 年 月 日現在)

(2年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

2 ・繰越損失金
・経常損失金
が発生した理由

3 今後の事業改善計画

4 今後の収支計画 (単位:)

	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
売 上 高			
売 上 原 価			
売 上 総 利 益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営 業 外 利 益			
営 業 外 費 用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

添 付 書 類 の 省 略 に つ い て

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

氏 名 ⑩

連絡先 (電話)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

一般廃棄物再生輸送業（ 変更 ・ 更新 ） 指定申請に当たって、下記の○を付した添付書類については、

・ 年 月 日付けで提出した、

一般廃棄物再生輸送業（ 新規 ・ 変更 ・ 更新 ） 指定申請書

・ 年 月 日付けで提出した、一般廃棄物再生輸送業変更届

の内容と変更がありませんので添付いたしません。

記

1 本社、事業所等の所在を示す略図

2 事業の用に供する施設（積替え又は保管場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図

(1) 運搬車両の駐車場

(2) 積替保管施設

3 申請者が 2 に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

4 収集運搬施設の概要

役員変更に係る新旧対照表

新役員（監査役・顧問・相談役等を含む。） 及び政令で定める使用人		旧役員（監査役・顧問・相談役等を含む。） 及び政令で定める使用人	
役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	
新任 継続		退任 継続	

（注）新任者及び退任者については、その旨を氏名欄に記載してください。
新旧ともに全ての役員等を記載してください。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

氏 名 ⑩

連絡先 (電話)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

申請者、法定代理人、役員等（監査役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員又は政令第4条の7若しくは政令第6条の10に規定する使用人については、一般廃棄物再生利用業の指定申請等にあつては長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第29条第2項第3号アからウまでのいずれにも、産業廃棄物再生利用業の指定申請等にあつては長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第2項第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを誓約します。

○ 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第29条第2項第3号

(3) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ 第35条第1項（第1号（法第7条の4第1項第4号に係る場合に限る。）に係る部分を除く。）又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合（第35条第1項第1号（法第7条の4第1項第3号に係る場合に限る。）に該当することにより指定が取り消された場合を除く。）にあつては、当該取消しの処分に係る長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）第13条においてその例によることとされる行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ウ 第43条第1項（第1号（法第14条の3の2第1項第4号に係る場合に限る。）に係る部分を除く。）又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合（第43条第1項第1号（法第14条の3の2第1項第3号に係る場合に限る。）に該当することにより指定が取り消された場合を除く。）にあつては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

○ 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第2項第2号

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する者

イ 第29条第2項第3号イ又はウに該当する者

一般廃棄物再生利用業に係る欠格事項届出書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先 (電話)
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

一般廃棄物再生利用業に係る以下の事項について、欠格事項に該当したので、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 30 条第 5 項の規定により届け出ます。

許可の内容	指 定 日 及 び 番 号	年 月 日 付 け 第 号
	処 理 施 設 設 置 場 所 *	
	処 理 施 設 種 類 *	
欠格事項の内容	該 当 す る 欠 格 事 項	条例第 29 条第 2 項第 3 号 () (法第 7 条第 5 項第 4 号 ())
	該 当 す る に 至 っ た 日	
	該 当 理 由	

- 備考
- 1 欠格事項とは、条例第 29 条第 2 項第 3 号 (アからウまでのいずれか) をいう。
 - 2 この届出書は、欠格事項に該当することとなった日から 2 週間以内に提出すること。
 - 3 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の 例により作成した書面を添付すること。
 - 4 *印の事項は該当する場合のみ記入すること。

指定一般廃棄物処理計画書
指定一般廃棄物処理状況等報告書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

氏 名

⑩

連絡先(電話)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

指定一般廃棄物の処理に関する計画(指定一般廃棄物の処理の状況等に関する報告)について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第33条第1項(第2項)の規定により提出します。

指定の年月日及び指定番号			年 月 日 第 号		
再生輸送業・再生活用業の別					
※指定一般廃棄物の処理に関する計画(指定一般廃棄物の処理の状況等に関する報告)	年 月	指定一般廃棄物の種類	処理量(t)	指定一般廃棄物を排出する事業者	指定一般廃棄物の運搬先(再生品の利用方法)

備考

- ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 処理量は、トンに換算して記載すること。
- 「指定一般廃棄物の運搬先(再生品の利用方法)」の欄には、再生輸送業者にあっては指定一般廃棄物の運搬先を、再生活用業者にあっては再生品の利用方法を記載すること。

再生輸送業事前確認依頼書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

氏 名

⑩

連絡先 (電話)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり再生輸送業に係る事前確認依頼書を提出しますので、確認してください。

記

手 続 き の 区 分 (該当番号に○印をすること)	1 条例の手続きによる事業計画協議に係る事前確認 2 1を除く事前確認	
事 前 確 認 の 区 分 (いずれかに○印をすること)	一般廃棄物再生輸送業 ・ 産業廃棄物再生輸送業 新規指定 変更指定 変更届	
取り扱う指定一般・産業廃棄物の種類		
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 事業場	電話番号 電話番号
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
事業の用に供する施設の種類及び数量		
積替保管場所の所在地、保管する廃棄物の種類、保管の面積、保管量の上限及び積み上げる高さの上限		
事 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	

連 絡 先 等

1 申請者（本社）の住所、氏名（名称）

住 所	郵便番号（ — ） 電話番号
ふりがな	
氏 名 (名称)	

2 長野支店又は長野営業所の住所、氏名（名称）

住 所	郵便番号（ — ） 電話番号
ふりがな	
氏 名 (名称)	

3 申請書（届出書）についての問合せ先

(1) 担当者の問合せ先

ふりがな		
所属部署		
ふりがな		
担当者氏名		
連絡方法	電話番号	
	FAX 番号	

(2) 行政書士等の代理人

ふりがな		
受託者機関		
ふりがな		
受託者		
住 所		
連絡方法	電話番号	
	FAX 番号	

注) ア 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。

イ 書類の作成を委託した場合は、直接の担当者名と行政書士等の両方に記載してください。

ウ 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。

(別紙1)

後 見 等 登 記 事 項 証 明 書 に つ い て

(後見等)登記事項証明書は、欠格要件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

2 申請手続

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846 長野市旭町 1108 長野地方法務局 戸籍課 TEL 026-235-6629

(2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階） 東京法務局 民事行政部 後見登録課 TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）
--

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ等でも入手できます。

ウ 申請書に、1通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

3 御不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。